

第 2 回  
白河市・表郷村・大信村合併協議会  
追加提案資料

1 協議第 11-3 号 新市の名称について【協定項目 3】

日時 平成 16 年 7 月 22 日（木）午後 1 時 30 分

場所 白河市役所 正庁

協議第 11 - 3号 継続協議

新市の名称について【協定項目 3】

新市の名称募集要項（案）及び新市の名称選定基準（案）について、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 22 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 新市の名称募集要項（案）

### 1．募集の目的

- ( 1 ) 住民の合併に対する関心の喚起を図る。
- ( 2 ) 合併に対する住民参加の推進を図る。
- ( 3 ) 広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。

### 2．募集の内容

合併新市にふさわしい名称を募集する。

### 3．募集の基準

- ( 1 ) 「白河」・「表郷」・「大信」の名称は募集の対象とする。
- ( 2 ) 「白河」・「表郷」・「大信」以外の名称で、既に全国に存在する市町村名と同じ表記（読み方も含む）の市名は募集の対象としない。
- ( 3 ) 合併による新しい市の名称は、常用漢字、ひらがな、カタカナ又はその組み合わせを使用し、漢字の場合は、必ずふりがなを付けること。
- ( 4 ) 読み書きが容易な名称で、次のいずれかがイメージできる名称とする。
  - 新市が地理的にイメージできる名称
  - 新市の特徴を表す名称
  - 新市の歴史・文化にちなんだ名称
  - 新市を対外的にアピールできる名称
  - 住民の理想や願いを表した名称
  - その他新市としてふさわしい名称

### 4．応募の条件

- ( 1 ) 応募資格
  - 白河市、表郷村、大信村の住民で小学生以上の者
- ( 2 ) 応募方法
  - 応募方法は、下記の方法とする。ただし、応募回数は1人1点限りとする。
  - 専用応募はがき（募集チラシ）
  - 官製はがき
  - ファックス
  - インターネット
- ( 3 ) 記載内容
  - 応募の際には、下記の項目を明記すること。
  - 新市名称（漢字の場合はふりがなを付ける）
  - 名称の理由
  - 応募者の住所
  - 応募者の氏名
  - 応募者の年齢
  - 応募者の性別
  - 応募者の電話番号

## 5．募集期間

平成16年8月1日（日）から平成16年8月31日（火）までとする。

締切り当日の消印有効。ホームページ、ファックスの場合は、締切り当日の17時までに到着したものが有効。

## 6．応募先

### （1）送付先

〒961-0908 福島県白河市大手町3番地の8  
白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局  
FAX 0248-27-1266

### （2）専用投函箱設置場所

白河市役所、表郷村役場、大信村役場及び白河市各地区行政センター  
3市村の公民館、図書館及び保健センター

### （3）専用メールアドレス（合併協議会ホームページ）

<http://www.shirakawa.ne.jp/~gappei/>

## 7．発表

合併協議会において、新市の名称が決定された後、3市村及び合併協議会の広報紙、合併協議会ホームページで発表する。

## 8．懸賞

### （1）大賞 1名

「5万円相当の商品券または図書券」

・新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名を決定する。

### （2）準賞 4名

「1万円相当の商品券または図書券」

・最終候補となった新市の名称の5作品のうち、大賞に決定した作品以外の4作品の応募者の中から抽選により各1名を決定する。

## 9．その他

### （1）広報活動

合併協議会、3市村広報紙へ掲載

合併協議会、3市村ホームページへ掲載

専用応募はがき（募集チラシ）を3市村全戸に配布

専用応募はがき（募集チラシ）を白河市役所、表郷村役場、大信村役場及びそれぞれの主な施設に配置

### （2）作品の帰属

応募された新市の名称に関する一切の権利は、白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局に帰属するものとする。

### （3）選定基準

「新市の名称等に関する小委員会」において、別に定める。

## 新市の名称選定基準（案）

### 1. 選定基準

新市の名称は、下記の条件を満たしているものとする。

- (1) 合併による新しい市の名称は、常用漢字、ひらがな、カタカナ又はその組み合わせを使用し、漢字の場合は、必ずふりがなを付けること。
- (2) 読み書きが容易な名称で、次のいずれかがイメージできる名称とする。
  - 新市が地理的にイメージできる名称
  - 新市の特徴を表す名称
  - 新市の歴史・文化にちなんだ名称
  - 新市を対外的にアピールできる名称
  - 住民の理想や願いを表した名称
  - その他新市としてふさわしい名称
- (3) 名称の理由が明確なものであること。
- (4) 公序良俗に反する名称でないこと。
- (5) 長すぎる名称でないこと。

### 2. 選定方法

選定基準を満たしている名称から、下記の方法により新市にふさわしい名称を選定する。  
なお、応募数等については、新市の名称選定の参考に留めるものとする。

#### 小委員会選定

##### 第1次選定

各委員が、新市にふさわしい名称を3点以内選定する。

##### 第2次選定

第1次選定により選定された名称から、小委員会の協議により5点を選定する。

なお、協議により選定ができない場合は、各委員が無記名投票（各委員1票）により新市にふさわしい名称を得票数により選定する。

小委員会選定により選定された名称について、それぞれ選定理由を付して協議会へ報告する。

#### 協議会選定

##### ・最終選定

小委員会より報告を受けた5点の新市名称の候補をもとに協議会での協議により新市名称を選定する。

新市名の取扱いに関する問い合わせに対する総務省の見解

- 1 すでに全国に同一または類似の市町村が存在する場合
  - (1) 同じ表記で読み方が異なる場合  
【例】宮城県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）  
静岡県清水市（しみずし） 清水市（きよみずし）  
× 表記が同じ場合は不可。
  - (2) 異なる表記で読み方が同じ場合  
【例】宮城県仙台市（せんだいし） 鹿児島県川内市（せんだいし）  
佐賀県鹿島市（かしまし） 茨城県鹿嶋市（かしまし）
  - (3) 同一または類似の「町村」が存在する場合  
【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 岐阜県瑞穂市（みずほし）  
岐阜県池田町（いけだちょう） 大阪府池田市（いけだし）  
全国的にみて、現在も同様の事例がある。
- 2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合  
【例】ALPS 山梨県南アルプス市  
理由が明確であれば可。
- 3 略字及び算用数字等の使用
  - (1) 「ヶ」の使用  
【例】青ヶ島村など
  - (2) 「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9（数字）」の使用  
× 日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。
  - (3) 「々」の使用  
【例】小佐々町など
- 4 通常の読み方と異なる読み方をする場合  
【例】京都府八幡市（はちまんし） （やわたし）  
埼玉県幸手市（こうでし） （さってし）  
高知県宿毛市（しゅくげし） （すくもし）  
新市名を告示する場合に、読みがなをふればよい。
- 5 その他市の名称としてふさわしくないもの
  - ・ 公序良俗に反する名前
  - ・ 長すぎる名前
  - ・ 現在使用していない漢字を使用した名前

# 「新市の名称」選定までのスケジュール(案)

